

消費者契約法に関連する消費生活相談および裁判の概況

消費者が、商品やサービスを購入する際に、事業者から不当な勧誘を受けたり、不当な契約条項を押し付けられることは多い。こうした消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）にかかわるトラブルは、消費生活相談における中心的な問題となっている。

消費者からこのような相談が寄せられた場合、全国の消費生活センターでは、各種の法令を利用しながら、その被害の救済に取り組んでいる。なかでも消費者契約法は、あらゆる消費者契約を対象として、事業者の不当な勧誘や不当な契約条項によって被害を受けた消費者の事後救済を可能とするものであり、消費者契約にかかわるトラブルを解決する中心的な手段として積極的に活用されている。

そこで、国民生活センターでは、あらためて消費者契約法に関連する消費生活相談を整理し、事業者の不当な勧誘や不当な契約条項について、その代表例と傾向をまとめた。また、消費者契約法に関連する裁判の概況についてもとりまとめた。

1. 消費者契約法に関連する消費生活相談の概況

〔表1〕では、消費者契約法に関連する消費生活相談として、事業者の「不当な勧誘（4条関連）」と「不当な契約条項（8～10条関連）」の代表的な例とその件数をまとめている。

「不当な勧誘（4条関連）」では、「販売方法」に関する相談のうち、代表的な販売手口等を挙げている。このうち、「(1) 消費者を誤認させる勧誘」では、「虚偽説明」が39,613件（2006年度。以下同じ。）、「説明不足」が32,713件、「サイドビジネス商法」が17,347件となっているが、これらは主に事業者のセールストークに問題のあったものである。また、「販売目的隠匿」が28,569件、「無料商法」が25,707件、「身分詐称」が9,721件、「点検商法」が7,540件となっているが、これらは主に勧誘の入り口の段階で消費者を誤認させる手口である。「(2) 消費者を困惑させる勧誘」では、「強引・強迫」行為に関する相談件数が多く、57,898件であった。「(3) その他不適切な勧誘」では、「二次被害」が19,777件、「次々販売」が14,239件、「判断能力に問題のある人の契約」が7,037件となっている。

「不当な契約条項（8～10条関連）」では、「契約・解約」に関する相談のうち、不当条項に関連する相談の内容を挙げている。消費者契約法9条1号に関連する「解約料」に関する相談は18,855件、9条2号に関連する「遅延金」に関する相談は9,294件、10条に関連する「保証金等」の相談は22,628件となっている。

〔表1〕 消費者契約法に関連する消費生活相談*の概況

年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	備考	
相談総件数	655,899	873,663	1,509,884	1,919,672	1,301,132	1,108,539		
「販売方法」に関する相談件数	270,273	361,222	650,922	872,671	582,739	479,348		
「契約・解約」に関する相談件数	461,341	640,326	1,244,564	1,646,359	1,084,195	914,825		
消費者を誤認させる勧誘：消費者契約法の不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知となるような販売手口の問題を含む相談。								
不当な勧誘(4条関連) 代表的な販売手口等	虚偽説明	34,882	40,423	44,473	37,764	43,815	39,613	虚偽の説明により誤認した相談など。虚偽の説明があった場合でも、他に具体的な手口がわかっているものは含まれない。架空・不当請求の相談は除外。
	説明不足	16,757	19,154	26,661	31,967	33,174	32,713	勧誘の際の説明不足が原因で誤認した相談など。クレーム処理の際の説明不足も含む。
	サイドビジネス商法	22,708	25,780	22,304	17,180	16,893	17,347	「内職・副業(サイドビジネス)になる」「脱サラできる」などをセールストークにした手口により誤認した相談など。
	販売目的隠匿	28,332	31,328	30,138	26,809	30,443	28,569	販売目的を隠した勧誘により誤認した相談など。アポイントメントセールスを含む。
	無料商法	10,288	16,752	31,058	28,561	28,457	25,707	「無料サービス」「無料招待」「無料体験」など「無料」であることを強調した手口により誤認した相談など。
	点検商法	6,546	10,094	11,613	11,313	11,471	7,540	「点検に来た」と来訪し、「水質に問題がある」「ふとんにダニがいる」など事実と異なることを言う手口により誤認した相談など。
	身分詐称	3,546	4,780	6,296	10,748	11,273	9,721	販売員が公的機関や有名企業の職員や関係者であるかのように思わせる手口により誤認した相談など。消費者の身分詐称も含む。
消費者を困惑させる勧誘：消費者契約法の不退去、退去妨害となるような販売手口の問題を含む相談。								
不当な勧誘(4条関連)	強引・強迫	52,251	63,432	65,045	60,669	63,140	57,898	強引・強迫行為により困惑した相談など。クレーム処理の際の行為等や電話による勧誘も含む。架空・不当請求の相談は除外。
	長時間勧誘	8,331	9,119	7,944	6,780	7,494	7,286	長時間にわたる勧誘により困惑した相談など。電話による勧誘も含む。
	夜間勧誘	2,506	2,807	2,628	2,133	2,334	2,401	夜間の勧誘により困惑した相談など。電話による勧誘も含む。
	その他不適切な勧誘：ただちに現行の消費者契約法の対象とはならないが、不適切な勧誘として議論される販売方法の問題を含む相談。							
不当な勧誘(4条関連)	二次被害	19,709	20,591	33,853	27,670	23,635	19,777	一度被害にあった人を再び勧誘して、二次的な被害を与える手口。
	次々販売	9,583	12,524	14,153	12,843	16,458	14,239	一人の者に次々と契約をさせるような手口。勧誘を断れない消費者につけ込んで、不必要とも思える商品を購入させる相談など。
	判断能力に問題のある人の契約	3,515	4,664	6,083	5,832	8,132	7,037	何らかの理由によって十分な判断ができない者の契約であることが問題となっている相談。いわゆる適合性原則に関連した相談など。
不当な契約条項(8～10条関連) 関連する相談の内容	解約料	12,017	13,670	15,426	15,339	18,109	18,855	契約の解除に伴う不当な損害賠償額の請求を定めた条項についての相談を含む、解約料に関する相談全般。
	遅延金	8,077	20,739	60,914	32,195	13,767	9,294	金銭の支払いが遅延した場合の不当な損害賠償金を定めた条項についての相談を含む、債務の履行が遅れたことによる損害賠償金(遅延金、遅延損害金、遅延利息等)に関する相談全般。
	保証金等	13,071	16,649	19,792	22,517	23,486	22,628	不動産賃貸借で、原状回復費用を不当に消費者に負担させることを定めた条項についての相談を含む、債務者が契約時に予め債権者等に対して預ける金銭(手付金、敷金、礼金、内金など)に関する相談全般。

* 不当な勧誘(4条関連)については、「販売方法」に関する相談のうち、その「代表的な販売手口等」を、不当な契約条項(8～10条関連)については、「契約・解約」に関する相談のうち、「(不当条項に)関連する相談の内容」を記載。

* 「販売方法」、「契約・解約」はマルチカウント。また、「代表的な販売手口等」と「関連する相談の内容」の各項目も、すべてマルチカウント。

* 不当な勧誘(4条関連)および不当な契約条項(8～10条関連)の各項目は、消費者契約法の対象となる相談を含むものであるが、すべてが同法の対象となる相談ではない。

* データは2007年9月末日までのPIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)登録分。

2. 消費者契約法に関連する裁判の概況

国民生活センターで収集した消費者契約法に関連した訴訟のうち判決があったものは、平成19年9月30日現在で127件となっている(注1)。「表2」では、平成18年10月6日に公表した「消費者契約法に関連する消費生活相談件数と裁判の概況～法施行後5年～」以降に把握した20件の判決を掲載した。

収集した判決では、不当な契約条項(8～10条)に関連するものが14件あった。内容別には学納金返還訴訟が8件と最多であった。この点については、平成18年11月27日に最高裁判決が下され、学納金問題について実務的には一応の決着が着いたといえよう。次いで、敷金返還請求に関する判決が4件あった。原状回復に関する特約や敷引特約を消費者契約法10条により無効とする判決であり、敷金の返還が認められる傾向にある。

また、不当な勧誘(4条)関連の判決は、6件であった。なお、今後は、不当な勧誘、不当な契約条項に関する消費者団体訴訟に関する判決等が下されると思われる。

(注1) 「消費者契約法に関連する消費生活相談件数と裁判の概況～法施行後5年～」までは、判決の数を1事件1件とカウントしていたが(1審、2審と判決が下されても1件としてカウント)今回は、裁判所ごとに下された判決の数を上げた(1審で1カウント、2審で2カウント)。

〔表2〕 消費者契約法に関連する裁判の概況

I. 不当な勧誘（4条）関連

	判決	原告の主張	判決の内容
1	千葉地裁 平成15年 10月29日 判決 (消費者 法ニュー ス65号32 頁)	貸金業者である原告(控訴人)が保証人に対して保証債務履行請求をした。 それに対して保証人は抗弁として保証契約を締結させた貸金業者の行為は消費者契約法4条1項1号の不実告知にあたるとして、保証契約について取消しを主張した。	①本件連帯保証契約における主債務者及びその支払能力、融資金の使用目的及び弁済金の支払方法は消費者契約法4条1項1号の重要事項にあたる。 ②これらについて主債務者から虚偽の説明を受け保証人が誤信していることを知りながら、あえて沈黙して保証契約を締結させた貸金業者の行為は不実告知に当たる。として、消費者契約法4条1項1号による取消しを認め、貸金業者の請求を棄却した。
2	東京高裁 平成16年 2月26日 判決 (消費者 法ニュー ス65号35 頁)	上記千葉地裁平成15年10月29日判決(原審)と同旨	上記千葉地裁平成15年10月29日判決(原審)と同旨
3	東京地裁 平成17年 11月8日 判決 (判例タ イムズ 1224号 259頁)	パチンコ攻略情報を販売している事業者から「だれにでもできる簡単な手順」、「100パーセント絶対に勝てる」等の勧誘を受け、攻略情報を購入し、手順通り何度も試みたものの成功せず多くの金銭を費消したため、事業者の勧誘方法は不実の告知(消費者契約法4条1項1号)及び断定的判断の提供にあたるとして、契約を取り消し、代金の返還を求めた。	「だれにでもできる簡単な手順、70歳のおばあちゃんでもできるほど簡単なもの」、「100パーセント絶対に勝てるし、稼げる。月収100万円以上も夢ではない」、「情報代金は数日あれば全額回収できる」等の将来の出球による利益が確実であるという趣旨の言葉を用いての勧誘は、本来予測することができないパチンコで獲得する出球の数について断定的判断を提供したといえるので、契約の取り消しを認め、代金の返還を認めた。 なお、自ら射幸的目的をもって連絡するなどギャンブルとしての利益を求めて行動したとしても、行為の違法性の強度、支払われた金額等を勘案すると、契約の取消しを認め代金の返還を命じることが、本来の消費者保護の精神から逸脱するとはいえないとした。
4	福岡地裁 平成18年 2月2日 判決 (判例タ イムズ 1224号 255頁)	本訴原告(マンション販売業者)が、被告(消費者)にマンションを売り渡す契約をしたが、被告が代金の支払をしないとして、違約金の支払を求めたところ、被告は、反訴として、原告がマンションの眺望について事実と異なる説明をしたなどとして、消費者契約法4条1項1号または同条2項による取消し、債務不履行による契約解除・損害賠償、不法行為による損害賠償を主張して、手付金の返還、オプション工事代金、慰謝料の請求をした。	消費者契約法4条1項1号は、重要事項について「事実と異なること」を告げたことにより誤認して契約の申込みをしたときは取消をすることができる。ここにいう「事実と異なること」とは主観的評価を含まない客観的な事実と異なることをいうと解すべきであり、眺望については主観的な評価を含むものであるから、ここでいう「事実」に該当しない。また同条2項は不利益事実を「故意」に告げないことが要求されているが、本件では「故意」を認めることはできないとして、消費者契約法による取消は認めなかった。 しかし、債務不履行による解除は認め、債務不履行による財産的損害の賠償を超えて、慰謝料請求権の発生を是認し得る違法行為と評価すべき特段の事情を認めることはできないとして、慰謝料の請求は否定した。

	判決	原告の主張	判決の内容
5	神戸地裁 姫路支部 平成18年 12月28日 判決	太陽光発電システム及びこれに付随するオール電化光熱機器類の売買及び工事契約を締結した原告（事業者）が、買主である被告（消費者）に対して代金の支払いを求めた。これに対して被告は反訴として、本件契約は、消費者契約法4条1項、同2項、による取消を主張し、機器類等の撤去工事もしくは同撤去工事費用相当額の工事代金の支払いを求めた。	本件工事代金について月3万円以上のクレジットとしてこれを15年間に亘って支払うという高額な商品ないし役務提供であることを大前提として、被告がどの程度経済的にメリットがあるかに関心を持ち続けていたことが優に認められ、そうするとこのような関心にかかる事実は消費者契約法所定の誤認対象事実と認めるべきものである。原告の勧誘文言上、本件について重要事実を告げなかったことは明らかである。本件契約には、消費者契約法4条1項、同2項、特定商取引に関する法律9条の2に各所定の取消事由があるとし、原告の請求を棄却し、裁判所は原告に対して撤去工事を命じた。
6	名古屋地裁 平成19年 1月29日 判決	被告は、原告に対してパチスロ攻略情報販売の勧誘の際に「大勝利間違いなし」と消費者契約法4条1項2号に規定する断定的判断の提供をしたとして、契約の取消をし、登録料・情報料の返還を求めた。また、このような行為により受けた精神的苦痛として慰謝料請求を併せて行った。	パチスロは、射幸性の高い遊戯具であり、利益を上げるかことができるか否かは不確実な事項である。それにもかかわらず、被告は原告に対して会員になれば、「必ず勝つことができるパチスロの攻略情報が購入できる」、言葉巧みに「VIP会員になれば簡単でしかも確実に当たる攻略情報を教える」、「お金がないならサラ金から借りて払えばいい。パチスロで幾らでも稼ぐことができるのですぐに返すことができる」等の勧誘をし、確実に利益を上げることができるとの断定的判断を提供し、原告は当該内容が真実であると誤認している。したがって消費者契約法4条1項2号に基づき本件契約を取り消すことができるので、被告は登録料、情報料を不当利得として返還する義務を負う。

II. 不当な契約条項（8～10条）関連

	判決	原告の主張	判決の内容
1	東京地裁 平成16年 7月23日 判決	<p>原告は平成15年3月27日に被告大学に電話にて入学辞退の意思表示をし、後日、入学辞退をする旨の書面（平成15年4月20日付）を提出した。</p> <p>本件授業料不返還約款は、入学金を返還しないこと及び平成15年3月26日以後に入学辞退の意思表示をした場合には授業料等を返還しないことを意味する限りにおいて、暴利行為に当たり民法90条に違反するとともに、消費者契約法10条、9条1号に該当するから無効であるとして、入学金、授業料等の返還を求めた。</p>	<p>本件授業料等不返還約款によると、同年3月25日（必着）までに本件募集要項に添付された「入学学費等返還申請書」に必要事項を記入、捺印のうえ提出しなければならないとされており、入学辞退の意思表示が入学希望者及び被告大学にとって極めて重要なものであって、明確でなければならないことからすると、入学辞退の意思表示をするについて一定の書面を求めることは合理的であるから、この点は有効である。したがって、電話で入学辞退の意思表示をしたとしても入学辞退の意思表示とみることはできない。そうすると平成15年4月20日付けの書面をもって入学辞退の意思表示をしたといえる。</p> <p>入学金の性質に照らして、入学を辞退したからといって入学金の返還を求めることができないことは当然であり、これをもって暴利行為ということとはできない。また、入学金を返還しないことは、消費者契約法10条に該当するともいえない。入学金を返還しないことは損害賠償額の予定の問題ではないので消費者契約法9条1号の適用を論ずる余地はない。</p> <p>したがって、授業料等についてみると、本件授業料等不返還約款は、少なくとも学生が入学時期である4月1日を過ぎて在学契約の解除をした場合には授業料等を返還しないという限度においては有効である。</p> <p>授業料等を返還しないことは、暴利行為であるとはいえず公序良俗に反して無効とはいえない。また、消費者契約法10条の要件もみたさない。さらに、消費者契約法9条1号により無効であるとはいえず、原告の請求は理由がない。</p>
2	東京高裁 平成16年 12月21日 判決	<p>上記東京地裁平成16年7月23日判決と同旨。</p>	<p>上記東京地裁平成16年7月23日判決と同旨。</p>
3	東京簡裁 平成17年 1月14日 判決	<p>原告は約1年後に行われる結婚式、披露宴の開催運営を被告に申込み、申込金として10万円を支払った。申込から約1週間後に被告に対して上記の申込を撤回し、申込金の返還を申し入れたが、「挙式・披露宴の90日前までに申込みを取り消す場合には取消料として申込金10万円及び実費総額を申し受けます」という取消料支払約束文言がなされていることを理由に原告の申込金の返還に被告が応じなかったため、取消料支払約束文言は消費者契約法10条により無効であるとして、申込金の返還を求めた。</p>	<p>取消料支払約束文言は、民法557条1項における手付放棄における解除と同様の趣旨を含んでおり申込日から挙式の90日前までの間について、申込者に申込金放棄による解除権を与えるものといえる（ただし、実費の支出がなかった場合）。本件における取消料支払約束文言は、必ずしも「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する」（消費者契約法10条）ものとは認められない。</p> <p>また、申込金が支払われたことによって被告は、少なくとも申込者の申込日から挙式の90日前までの間は、第三者から同一日時、同一場所での結婚式や披露宴の申込みがあっても、それを応諾してはならないという義務を負担することになるものと認められ、その結果、申込者は、開催予定日時での結婚式場や披露宴会場を優先的に利用しうる地位を取得したことになる。すなわち、申込金は、結婚式や披露宴の出席者に提供されるサービスの対価についての一部前払いとしての性格のほか、式場等を優先的に利用しうる地位の対価としての性格をも有する。原告は、式場等を優先的に利用しうる地位を取得し、そのようなメリットをいったん享受したわけであり、しかも10万円という金額が相当性を欠くほどに高額すぎるとの証明もないのであるから、10万円が取消料にあてられ返還されなくても必ずしも「信義則に反し、消費者の利益を一方的に害する」（消費者契約法10条）ことにはならない。</p> <p>したがって、原告の請求には理由がない。</p>

	判決	原告の主張	判決の内容
4	佐野簡裁 平成 17 年 3 月 25 日 判決	賃貸借契約終了に伴い賃借人が賃貸人に対して敷金の返還を求めたところ、賃貸人が自然損耗分の修繕費を負うという特約を根拠に返還を拒んだため、敷金全額の返還を求めた。	<p>自然損耗分の修繕まで賃借人の負担とするためには、契約締結にあたりその義務内容について賃借人に十分な説明がなされ、その内容を認識して承諾し、義務負担の意思表示をしたことが必要であり、そのような特別な事情がなければ、修繕特約は通常は、賃貸人の修繕義務を免除したに止まる。本件では賃借人が特別な義務を負担するとの部分は賃借人の意思を欠き無効である。</p> <p>また、賃借人側の故意または過失に基づく汚損や損耗に止まらず、通常の使用による損耗や経年変化による劣化・汚損・損耗等の自然損耗についても賃借人に原状回復義務を負担させる本件修繕特約は、民法規定の適用の場合に比し、消費者である賃借人の義務を加重する消費者契約の条項であって、これら民法で認められている範囲を超えて賃借人に原状回復義務を課す条項部分は、これを正当化ならしめる特段の事情が認められない限り、民法 1 条 2 項に規定する信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する条項であり、消費者契約法 10 条により無効であるとした。</p>
5	盛岡地裁 遠野支部 平成 17 年 6 月 24 日 決定	被告との間で、継続的な金銭消費貸借契約を行っていた原告が、過払金の返還を求めて、提訴した。あわせて、専属的管轄合意の契約条項は消費者契約法 10 条により無効であると主張した。	専属的管轄の合意は消費者契約法 10 条により無効と解されるとした。
6	東京地裁 平成 17 年 7 月 21 日 判決	受験して合格した大学に対して在学契約を締結し、入学金及び前納授業料等を納めた後に在学契約を解除し、入学金及び授業料等の不返還を定める特約は消費者契約法 9 条 1 号、10 条にあたる。または、民法 651 条 2 項但書、民法 90 条に違反するとして入学金及び前納授業料の返還を求めた。	<p>入学金は、大学に入学し得る地位を獲得するための対価としての性格を有している。また、入学金は大学が入学予定者を受入れるために必要な入学準備行為の対価としての性格をも併有している。入学金の返還を要しないのは入学金の性格から認められるものであって、入学金の返還をしない旨の条項は当然のことを規定したものであって、消費者契約法 9 条 1 号の適用の余地はない。</p> <p>授業料等を返還しないという特約は、その全額が平均的損害を超えるものと認められるから、当該部分は消費者契約法 9 条 1 号により全部無効であるとして、その余の主張について判断するまでもなく、授業料等の返還請求ができるとした。</p>
7	京都地裁 平成 18 年 11 月 8 日 判決	控訴人（不動産会社）は、敷引特約が消費者契約法 10 条により無効であるとされた原審を不服として控訴した。	<p>敷金について、賃借人の債務の有無・その額にかかわらず、その一部をあらかじめ返還しないことを約することは、敷金授受の目的を超えるものであり、本件敷引特約は、民法上の任意規定に比して賃借人の義務を加重する条項である。</p> <p>そこで、本件敷引特約が賃借人の利益を一方的に害するものか否かを検討すると、敷金の一部を賃貸人が当然に取得することは、それ自体賃借人の利益を一端的に害するようにも見える。しかし、敷引特約は、敷引の目的、敷引金の性質、敷引率が合理的なものであり、かつ、賃借人がこれを十分に理解・認識した上で敷引特約に合意した場合は、賃借人の利益を一端的に害するという事はできない。しかし、賃貸人の①賃料の一部前払い、②契約更新時の更新料免除の対価、③賃貸借契約成立の謝礼というは主張には合理的な理由がない。以上に加えて敷引率が約 85.7%ということ を考慮すれば、本件敷引特約は合理性を欠くものであって消費者契約法 10 条により無効であるとして、本件控訴は理由がないとした。</p>

	判決	原告の主張	判決の内容
8	最高裁 平成 18 年 11 月 27 日 判決 (平成 17 年(オ)第 886 号不当 利得返還 請求事件)	大学の入学試験に合格し、学納金を納付した後に入学を辞退し、民法または消費者契約法第 9 条 1 号、第 10 条により学納金不返還特約は無効であるとして学納金の返還を求め、消費者契約法が違憲であると主張した。	消費者契約法 9 条 1 号は憲法 29 条に違反するものではない。
9	最高裁 平成 18 年 11 月 27 日 判決 (平成 17 年(受)第 1158 号不当 利得返還 請求事件)	大学の入学試験に合格し、学納金を納付した後に入学を辞退し、民法または消費者契約法第 9 条 1 号、第 10 条により学納金不返還特約は無効であるとして学納金の返還を求めた。	<p>入学金はその額が不相当に高額であるなど特段の事情のない限り、合格者が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価であるため、同契約または予約が解除され、または失効したとしても入学金を返還する義務を負わない。大学と在学契約または予約を締結した者は、原則として任意に契約または予約を将来に向かって解除できる。解除の意思表示は口頭によるものであっても原則として有効な解除の意思表示であり入試要項等において書面で申し出る旨を定めている場合であっても解除の効力は妨げられない。</p> <p>不返還特約のうち授業料等に関する部分是在学契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定めの本質を有するものである。不返還特約は公序良俗に反しない。</p> <p>消費者契約法 9 条 1 号の平均的な損害及びこれを超える部分については、事実上の推定が働く余地があるとしても、基本的には、不返還特約の全部又は一部が平均的な損害を超えて無効であると主張する学生において主張立証責任を負う。</p> <p>在学契約の解除の意思表示が 3 月 31 日までにされた場合には原則として大学に生ずべき平均的な損害は存しないものであって、不返還特約はすべて無効となり、在学契約の解除の意思表示が同日よりも後にされた場合には、原則として不返還特約はすべて有効となる。</p> <p>以上のように判示し、入学金の返還は認めなかったが、授業料等の返還は認めた。</p>
10	最高裁 平成 18 年 11 月 27 日 判決 (平成 17 年(受)第 1437 号学 納金返還 請求事件)	同上	<p>入試要項等に「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記載されている場合には、当該大学は学生の入学の意思の有無を入学式の出欠により最終的に確認し、入学式を無断で欠席した学生については入学しなかったものとして取り扱うこととしており、学生もこのような前提の下に行動しているといえることができるから、入学式の日までに在学契約が解除されることや、入学式を無断で欠席することにより学生によって在学契約が黙示に解除されることがあることは、当該大学の予測の範囲内であり、入学式の日翌日に、学生が当該大学に入学することが、客観的にも高い蓋然性をもって予測されることになるものというべきであるから、入学式の日までに学生が明示的又は黙示に在学契約を解除しても、原則として、当該大学に生ずべき平均的な損害は存しないものというべきである。</p>

	判決	原告の主張	判決の内容
11	最高裁 平成 18 年 11 月 27 日 判決 (平成 18 年(受)第 1130 号不 当利得返 還請求事 件)	同上	<p>入学金は、学生が大学に入学し得る地位を取得する対価の性質を有するので、その納付をもって学生は上記地位を取得するものであるから、その後、在学契約等が解除、失効しても大学はその返還義務を負う理由はない。不返還特約のうち入学金に関する部分は注意的な定めすぎない。</p> <p>不返還特約のうち授業料等に関する部分は、在学契約の解除に伴う損害賠償の予定又は違約金の定め等の性質を有する。不返還特約は、公序良俗に反するものとはいえない。</p> <p>基本的には、違約金等条項である不返還特約の全部又は一部が、消費者契約法 9 条 1 号の平均的な損害を超えて無効であると主張する学生において主張立証責任を負う。</p> <p>不返還特約のうち平均的な損害を超える部分に限って消費者契約法 9 条 1 号によって無効とされるのであり、同号によって無効とならない部分が同法 10 条に該当しないことは明らかである。入学金の納付の定めは同条適用の要件を欠くものというべきである。</p> <p>被上告人大学の職員は授業料の返還を受けるための入学辞退届は 3 月 25 日必着で提出しなければならない旨及び入学式に出席しなければ入学辞退として取り扱う旨述べ、上告人は 4 月 2 日の被上告人大学の入学式に欠席することによって本件在学契約を解除する旨の意思表示をしたといえる。上告人は既に入学辞退を決めていたのに、その手続を 3 月 31 日まで執らず 4 月 2 日の入学式に欠席することにより済まそうと推認され、結果的に上告人において 3 月 31 日までに在学契約を解除する機会を失わせたというべきであるから、被上告人大学において 4 月 1 日以降に解除されたことを理由に授業料の返還を拒むことは許されない。</p> <p>以上のように判示し、入学金の返還は認めなかったが、授業料の返還は認めた。</p>
12	最高裁 平成 18 年 12 月 22 日 判決	いわゆる鍼灸学校の入学試験に合格し入学手続きをしたが、入学を辞退し在学契約を解除したとして、入学金、授業料等の返還を求めた。	(最高裁平成 18 年 11 月 27 日判決を引用しつつ) 鍼灸学校等の入学試験に関する実情が、大学のそれと格段に異なるというべき事情までは見だし難い。また、鍼灸学校等が大学の場合と比較して、より早期に入学者を確定しなければならない特段の事情があることもうかがわれない。大学の場合と同じく入学すべき年の 3 月 31 日までは、在学契約を締結した学生が入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるような状況にはなく、同日までの在学契約の解除について学校に生ずべき平均的な損害は存しないとして、入学金の返還は認めなかったが、授業料の返還は認めた。
13	西宮簡裁 平成 19 年 2 月 9 日 判決 (消費者 法ニュー ス 72 号 211 頁)	賃貸借契約にある敷引特約は、消費者契約法 10 条により無効であるとして、敷金の返還を求めた。	<p>敷引特約は、その有無、性質、内容が様々であって関西地方において慣習法化されていると認めるに足りる状況ではない。原状回復費として認められない経年変化による通常損耗部分の補修費等は、原則として賃貸人の負担すべきものであって賃借人が当然に負担すべき性質のものとは考えられない。</p> <p>本件敷引特約は、賃貸借の対価として賃料を支払っているにもかかわらず、敷引金が敷金の約 62.5%、毎月の賃料の約 3.7 倍であること、賃貸借期間の長短や契約終了事由にかかわらず、また、損害の有無にかかわらず、無条件で当然に差し引かれる。したがって、本件敷引特約は消費者契約法 10 条により無効であると判断した。</p>

	判決	原告の主張	判決の内容
14	京都地裁 平成 19 年 4 月 20 日 判決	<p>借借人が貸貸人との間で締結した貸貸借契約に、いわゆる敷引特約が付されており、敷金 35 万円のうち 5 万円しか返還されなかったことから、上記敷引特約は消費者契約法 10 条により無効であるとして、貸貸人に対して敷金残金の返還を求めた。</p>	<p>本件敷引特約が消費者契約法 10 条により無効となるのは、①本件敷引特約が、民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するものであること及び②民法 1 条 2 項に規定する基本原理である信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであることが必要である。</p> <p>貸貸借契約は、目的物を使用収益させる義務と賃料支払義務が対価関係に立つものであり、借借人に債務不履行があるような場合を除き賃料以外の金銭の支払を負担することは法律上予定されていない。また、関西地方において敷引特約が事実たる慣習として成立していると認めるに足る証拠はない。そうすると、本件敷引特約は民法の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者である借借人の権利を制限するものといえる。</p> <p>借借人が、賃料には自然損耗についての必要経費等を算入せず、低額に抑えた上で、自然損耗についての必要費を敷引金という名目によって回収したとしても、信義則に反して借借人の利益を一方的に害するとはいえない。しかし、このようなことを認めるに足る証拠はない。</p> <p>また、借借人が交渉により敷引特約を排除することは困難であって、敷引特約がなされない貸貸物件を選択すればよいとは当然にはいえない、これに、本件敷引特約は敷金の 85%を超える金額を控除するもので、大きな負担を強いるものであることを総合すると、本件敷引特約は信義則に反して消費者の権利を一方的に害するものである。</p> <p>以上によれば、本件敷引特約は消費者契約法 10 条により特約全体が無効であると認められ、これを棄却した原判決を取り消し、敷金の返還を認めた。</p>

<title>消費者契約法に関連する消費生活相談および裁判の概況</title>